

徳島県告示第五百九十号

クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第七条第一項の規定により、令和六年度クリーニング師試験を次のとおり実施する。

令和六年十二月十日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 試験の日時

令和七年二月十三日（木曜日）午前九時四十五分から

二 試験の場所

徳島市新蔵町一丁目六七 徳島県徳島合同庁舎

三 試験科目

1 衛生法規に関する知識

2 公衆衛生に関する知識

3 洗濯物の処理に関する知識及び技能

四 受験資格

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十七条に規定する者

五 受験願書等の請求先

徳島県総合県民局、徳島県東部保健福祉局又は徳島県危機管理部安全衛生課（徳島市万代町一丁目一番地）

六 受験願書等の配布期間

令和六年十二月十七日（火曜日）から令和七年一月十五日（水曜日）まで（徳島県の休日を含める条例（平成元年徳島県条例第三号）第一条第一項各号に掲げる日（以下「県の休日」という。）を除く。）

七 受験願書等の提出期間

令和七年一月七日（火曜日）から同月十五日（水曜日）まで（県の休日を除く。）とする。ただし、郵送による場合は、書留郵便とし、同月十五日までの消印があるものに限り受け付ける。

八 受験願書等の提出先

受験者の住所を管轄する徳島県総合県民局又は徳島県東部保健福祉局とする。ただし、県外居住者にあつては、徳島県危機管理部安全衛生課に提出すること。

九 受験願書の添付書類

1 履歴書（市販のものに写真（出願前六月以内に脱帽して正面から撮影した縦四・五センチメートル横三・五センチメートルのもので、その裏面には撮影年月日及び氏名を記載すること。）を貼付すること。）

2 受験票

十 受験手数料

七千円（その額に相当する額の徳島県収入証紙を受験願書に貼付すること。）

十一 持参するもの

受験票及び筆記具

十二 合格発表

令和七年二月二十六日（水曜日）に徳島県庁西側掲示板及び徳島県のホームページに

て合格者の受験番号を発表する。

十三 得点の開示

個人情報保護の保護に関する法律施行条例（令和四年徳島県条例第五十五号）第五条第一項の規定に基づき、試験の総合得点及び科目別得点の開示を希望する者（受験者本人に限る。）は、合格発表の日から一月以内（県の休日を除く午前九時から午後五時までの間）に、徳島県危機管理部安全衛生課へ顔写真の添付された自らを証する書類を持参すること。

十四 試験についての問合せ先

徳島県危機管理部安全衛生課（電話〇八八・六二一・二二六四）、徳島県総合県民局又は徳島県東部保健福祉局